

2020年6月9日

第三者評価契約(予定)施設 管理者 様
第三者評価契約(予定)施設 管理者 様
公益社団法人岡山県社会福祉士会
第三者評価委員会委員各位

(公社)岡山県社会福祉士会
第三者評価委員会

コロナウィルスの感染拡大による緊急事態宣言解除後の 評価活動について(指針)

コロナウィルスの感染拡大による緊急事態宣言解除後の評価活動については、評価者や受審施設利用者と職員の生命や健康を最大限重視することを前提として、厚生労働省が示す「新しい生活様式*1」をもとに以下の行動をとることとする。

1. 訪問前(事前打ち合わせ・契約・訪問調査・報告書持参)
 - (1)リーダーは、受審施設の担当者と訪問時の注意事項を確認し、その他評価者とその情報を共有する。
 - (2)訪問前日までの2週間、37.5度以上の発熱や風邪の症状等があった場合はリーダーに報告する。その際、リーダーは委員長と相談し別の評価者をあて、訪問当日までに受審施設へ事情を説明、承諾いただく。
2. 訪問当日
 - (1)評価者(リーダー含む)は、各自自宅にて検温を行い体調とともにリーダーへ報告する。リーダーは、その状況を記録しておく。上記1. (2)の状況が観察された場合は、速やかに訪問調査を中止する。
 - (2)訪問時、マスクを必ず着用するとともに、適宜手洗いとうがいを行う。また、施設が励行しているコロナウィルス対策(入室時の検温、手指消毒など)にしたがう。
 - (3)訪問調査2日目に予定している受審施設利用者との昼食は、当面の間中止とする。

*1 厚生労働省「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html(2020.6.9参照)

3. 訪問後

訪問終了日 2 週間以内に上記 1. (2)の状況が観察された場合は、リーダーに報告する。
リーダーは委員長並びに受審施設の担当者に連絡する。